

外国証券情報 (株式会社みずほ銀行)

<重要な事実>

証券情報の提供又は公表に関する内閣府令第15条第1項に掲げる場合に該当するときはその旨及びその内容:

2013年7月1日 2013年7月1日を効力発生日として、みずほ銀行とみずほコーポレート銀行が合併、新みずほ銀行が誕生(みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社、みずほ銀行を吸収合併消滅会社とする吸収合併、合併の効力発生により、みずほコーポレート銀行がみずほ銀行へ商号変更)。詳細は、以下の発行体ニュースリリースをご参照ください。

ニュースリリース

http://www.mizuhobank.co.jp/bk_cb_tougou/pdf/tougou.pdf

<http://www.mizuhobank.co.jp/company/release/bk/2013/pdf/news130621.pdf>

<http://www.mizuhobank.co.jp/company/release/bk/2011/pdf/news111114.pdf>